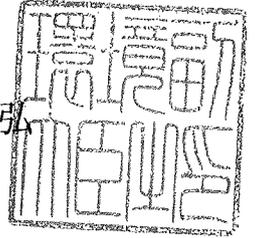


環境対発第 1506251 号
平成 27 年 6 月 25 日

栃木県塩谷町長 見形 和久 殿

環境副大臣 小里 泰弘



放射性物質汚染対処特措法施行状況検討会への要望と
環境大臣等の発言に対する抗議について (回答)

平成 27 年 6 月 8 日付けで頂きました標記について、以下のとおり回答いたします。

- ・「放射性物質汚染対処特措法施行状況検討会」においては、事故後の混乱期に制定された特措法を冷静な視点で見直し、それと共に閣議決定をした基本方針が正しいものであったかを、多くの意見を参考にして検討することに関するご要望について

御指摘の検討会につきましては、6 月 26 日に第 3 回検討会を開催し、汚染廃棄物の処理等について、先般実施した放射性物質汚染対処特措法施行状況に関する自治体アンケートの調査結果を踏まえ、議論を行っていただく予定です。

環境省としましては、今後、夏頃を目処に取りまとめられる予定の当該検討会における点検の結果を参考にしつつ、必要に応じ、所要の措置を講じていきたいと考えております。

- ・今後、少なくともこの検討作業が終了するまでは、特措法及びその基本方針について「見直しはしない」「変更はしない」といった結論を誘導するような、候補地となった市町の住民に不安や不快な思いをさせる発言に関する抗議について

指定廃棄物が大量に発生し、特に保管状況がひっ迫している県においては、長期管理施設を確保すべく早急な対応が必要です。

こうした中、各県ではなく、例えば、東京電力福島第一原子力発電所がある福島県に集約して処理すべきという意見もあります。しかしながら、原発事故により大きな被害を受け、復興・帰還に向けた懸命な努力を行っている福島県に対し、他県の指定廃棄物を集約して引き受けるという負担を強いることは到底理解が得られません。

こうしたことから、放射性物質汚染対処特措法に基づく基本方針で定めた、指定廃棄物を各県内で処理する考え方を見直す予定はないことを、これまで発言させていただいているところです。

この各県内で処理するという方針は、指定廃棄物の処理を進めるに当たっての根幹となる重要な方針です。仮に、放射性物質汚染対処特措法施行状況検討会の場で県内処理の原則に議論が及べば、委員に対して政府の考えを丁寧に説明していきます。